

京都市上下水道局告示第13号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成30年6月12日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市南区東九条北松ノ木町27番地5
株式会社シティーライフサービス
代表取締役 松本 太基

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市南区東九条上御霊町40-2 レジデンスLICI1階 から
京都市南区東九条北松ノ木町27番地5 に変更

(上下水道局下水道部管理課)